

○令和3年12月1日受領の要望書について

長尾杉線工事に関する要望事項

1. 信号機の問題

第二京阪道路との交差点について、車線及び進入路の詳細の説明を求める。

⇒ 交差点形状や信号機については、交通管理者である大阪府警察と協議しており、今後も引き続き協議を続けていきます。

現時点では、交通量や交差点需要率を勘案し、設置が困難であると大阪府警より説明を受けておりますが、今後の協議でも地域の皆様からいただいている信号機の設置要望を大阪府警察に伝え、協議していきます。

2. ヘッドライト光害問題

① 船橋川に沿ってフェンスの設置

② 交差点近接住民の2軒（中筋様・坂元様）へのライト照射対策

⇒ ヘッドライトの照射範囲に中筋様邸、坂元様邸の2軒の住居が入るため目隠しフェンスを歩道と車道間に設置するなど、出来る限りライト照射対策を実施します。詳細を検討し次第、2軒のお宅へ説明と協議にお伺いします。

船橋川沿いについては照射範囲から外れており、照射対策とならないため、設置は検討しておりません。

3. 騒音・振動問題

付近地域住民に対する夜間騒音対策と大型車通行時の振動対策を問う。

⇒ 長尾杉線では一般的に使用されている舗装より低騒音になる舗装を採用することで、騒音対策を実施するとともに、施工時に一括して舗装を行うことで、舗装の継目を減らし、騒音・振動の主原因となる大型車の跳ねを抑制します。

第二京阪道路の流出路・流入路に関する要望

4. 下り線ランプ流出路の渋滞対策

第二京阪道下り方面の渋滞慢性化のため、長尾杉線へ多数の流出車が予想される。そのため要望として

- ・ランプ流出路の横に防音壁を設置
- ・流出路合流の近接住宅の2軒（相賀様・太田様）に対するスムーズな入退出路の対策

⇒ ・ ランプ流出部については、国土交通省の管理道路であることから、防音壁設置等の要望は国土交通省近畿地方整備局の所管部署へご相談いただくこととなります。

- ・ 当該オフランプの使用想定台数は、入退出を著しく阻害する規模ではないと考えておりますが、頂いたご意見に関しては、警察および国土交通省へ報告を行います。